

# 市川市 自然環境保全再生指針



平成18年3月

## 市川市自然環境保全再生指針の

### 策定によせて



市川市は、平成13年に策定した市川市総合計画において、3つの基本理念の一つに「自然との共生」を掲げました。これは、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指そうという考え方によるものです。

市川市の自然環境は、北部の下総台地とそこに切れ込んだ谷津から、南部の東京湾に面した干潟・浅海域にいたるまで、様々な変化に富んでいるのが特徴です。昭和40年代以降の急激な都市化により、それぞれの自然環境は量的には減少してしまいましたが、多くの人々の努力により、自然環境の多様性は維持されております。

残されたこの貴重な自然環境を、着実に未来に引き継ぐためには、市川市の自然環境の本当の姿を把握し、それを市民の皆さんに広く知っていただき、自然環境の保全にご理解いただくとともに、自然環境をめぐる様々な事業などにおいて配慮すべきことがらを明確にする必要があります。

このため、市川市では平成13年から3年間かけて市川市の自然環境の実態調査を行いました。また、その結果をベースに、写真やイラストを多用して市川の自然を分かりやすく紹介したガイドブックとして「発見・市川の自然」を発行いたしました。そして、そのような自然環境を、様々な生物の生息環境として捉え、まず、市が行う事業における保全再生の方向性を示したものがこの「市川市自然環境保全再生指針」です。

市川市では、この指針の精神を最大限に活かし、市民の皆さんと手を携えて、総合計画に将来都市像として定めた「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を築いてまいります。

平成18年3月

市川市長 子彥光行

# 市川市自然環境保全再生指針

## 【目次】

### はじめに

1. 自然環境保全再生指針の目指すもの	1
2. 何のために自然環境保全再生指針をつくるか	2
3. 自然環境保全再生指針の構成	2
－自然環境保全再生のキーワード「自然環境」「保全再生」「生物多様性」	3
－自然環境保全再生指針のスキーム	4

### 第1章. 自然環境保全再生をめぐる背景

1－1. 世界的な動き	5
1－2. 国内の動き	6
1－3. 市川市の取り組み	7
(1) 自然環境保全再生指針の位置づけ	7
(2) 市川市の諸計画における自然環境の扱い	8
1) 市川市総合計画（I & Iプラン21）	8
2) 市川市環境基本計画	9
3) 都市計画マスタープラン	9
4) 市川市みどりの基本計画	9
5) 市川市景観基本計画	9

### 第2章. 市川市の自然環境とその評価

2－1. 市川市の自然環境	11
(1) 地勢から見た自然環境	11
1) 地形	11
2) 水系	13
3) 気象	13
(2) 人々の生活の歴史と自然環境	14
1) 古代～江戸	14
2) 明治～昭和初期	17
3) 昭和中期～現在	18
(3) 市川市の社会的な状況	19
1) 人口	19
2) 土地利用	19
(4) 市川市の生物相	21
1) 植物・植生	21
2) 哺乳類	21
3) 鳥類	23
4) 両生類・爬虫類	23
5) 魚類、甲殻類、貝類	23
6) 昆虫類ほか	24
7) 外来種・移入種	24

2-2. 市川市の自然環境の評価	25
(1) 自然環境評価の視点	25
1) 自然環境を捉える概念	25
2) 生物から見た自然環境	28
3) 保全管理の視点	31
(2) 市川市の自然環境の評価する	32
1) 樹林の連続性評価	32
2) 水辺の連続性評価	33
3) 水辺と樹林の連続性評価	33
4) ハビタットの質の評価	34
(3) 自然環境評価の結果	35
1) ハビタット区分別評価	35
2) 特に重要なエリア	62
<b>第3章. 自然環境保全再生の指針</b>	
3-1. 自然環境保全再生指針の目標	63
3-2. 基本方針	65
3-3. 基本的な考え方	66
3-4. 利用の手引き	67
3-5. ハビタット区分別指針	68
<b>第4章. 自然環境保全再生の推進</b>	
-事業ごと、場所ごとの保全再生の推進	83
-情報の集積と発信	83
-行政による保全再生の推進	84
-民間における保全再生の推進	85
-協働による保全再生の推進	85
<b>第5章. 自然環境保全再生の展開</b>	
5-1. 指針の見直し	87
5-2. 自然環境保全再生の主役（担い手）	87
5-3. さらなる展開を目指して	88
<b>資料編</b>	
■生物多様性国家戦略に係る国の動き	89
■自然環境の保全再生に係る法令	92
■市川市環境基本条例	95
■用語解説	99

## はじめに

人の生活の永い歴史がある市川では、人は自然の多様性の恩恵を受けつつ、自然をたくみに利用し、自然との調和を図ることで安定した生活を築き上げてきました。

言うまでもなく、自然界を構成する多様な生物は、それぞれが単独で生きているのではなく、それらを取り巻く大気、水、土壌などの無機的環境の中で、互いに密接に影響し合いながら地域固有の生態系を形成して生きています。もちろん人も例外ではなく、こうした生態系を構成する生物の一員であると同時に、その生活の中でより積極的に自然に働きかけることで「里」と呼ばれる自然と調和した環境を創造してきました。

しかし、生活様式の変化とともに、外見上は人の日常生活と自然との関係が薄れ、ともすれば人は自らが生態系の構成員であること、自らの生活が自然界の微妙なバランスの上に成り立っていること、そして自らの行為がこうした自然や生態系に大きな影響力を持っていること、生態系への影響が自らの生存環境にも大きく関わることを忘れがちです。

今、人は自らの生存に直接関わる環境の大きな変化をようやく感じ取り、人が生存し続けるために自然環境との関わりを見直そうという世界的な潮流が生まれています。

わたしたちが暮らす市川は、わたしたちを取り巻く身近な自然環境を大きく改変させることによって発展を遂げてきました。人口の増加や新たな土地利用の需要が一段落した今、残り少なくなってしまった自然環境を、将来に向けて持続的に維持し、さらには劣化した自然環境を修復するため、足元の自然環境の変化と世界的な潮流に目を向ける必要があります。

### 1. 自然環境保全再生指針の目指すもの（いま何が求められているか）

市川市ではこれまでも「自然環境」を人の生活に潤いや安らぎを与えてくれる大切な「緑」として捉え、その保全を市政の大きな目標に掲げてきました。しかし、様々な形態の自然環境を総合的に「緑」として捉えるあまり「多様な生物の生息環境」として見る視点は必ずしも十分とはいえませんでした。人にとっての「心地よさ」と同時に、多様な生物が暮らすことができる「地域の生態系」を保全するためには市川の自然のどのような環境でどのような生物が暮らしているのか、それぞれの生物にとってそれぞれの環境がどのような意味をもっているのかを十分に知る必要があります。

その上で、欠けていた「多様な生物の生息環境」としての視点を補いつつ、望ましい自然環境の姿を目標として定め、都市に自然は不要とするような極端な人間中心主義の立場にも、また、原生自然への回帰を強く主張するような極端な自然中心主義の立場にも陥らないようにバランスを保ち「人と自然との共生」を目指すための拠り所とします。



## 2. 何のために自然環境保全再生指針をつくるか

人は、自分たちにとって快適な生活環境をつくるために様々な事業や活動を行っています。しかし、同じ市川で暮らす他の生物への配慮が思い至らないために、それらの生物が暮らせない環境にしてしまったり、その結果、私たちの生活環境が私たち自身にとっても暮らしにくい環境になってしまったりすることがあります。そこで、私たちが様々な事業や活動を行う際に、自然環境のどのようなところに気をつけ、何に配慮したら生物多様性の保全に寄与できるのか、また、機能が損なわれてしまった自然環境について、どのようにしたら再生できるのか、その方針を指し示す基準としてこの自然環境保全再生指針を策定します。

## 3. 自然環境保全再生指針の構成（考え方）

自然環境保全再生指針は、市川の自然環境が生物の生息環境としてどのように評価できるのかを解析し、それを保全再生していくための基本となる考え方です。しかし、自然環境の状態は、空間的にも時間的にも一定ではありません。そこで、実際の個々の課題や個別の場所について何らかの行動を起こす場合には、指針の基本的な考え方を踏まえた上で、それぞれの場所の実態に即した場所ごとの「実践マニュアル」を策定します。すなわち、自然環境保全再生指針は基本となる考え方を示した指針部分と、それぞれの場所ごとに具体的な作業内容を定めるマニュアル部分の二層から構成されます。これから皆さんにお示しするのはこのうちの指針部分です。

### 市川市の自然環境保全再生

#### 指針部分

(今回策定する部分)

指針部分では、自然環境の保全再生に係る市川市の基本的な位置づけと姿勢を示すと共に、自然環境の科学的な評価に基づいた、目標と方針、配慮事項を示します。



#### マニュアル部分

(今後策定する部分)

マニュアルでは、指針で示された目標・方針・配慮事項に基づき、場の特性に即した保全再生を行うための具体的な手法を示します。

—自然環境保全再生のキーワード—

この指針ではこう考えます

**自然環境**

地域の地形や土壌、気象、水などの非生物的要素と、植物や動物など様々な生物種や 生物個体同士の関係により成り立つ生物的要素により構成される。空間的にも時間的にも一定の状態ではなく、常にそれぞれの要素の関係により動的に変化している。

**保全再生**

「自然環境を護る」ため、現状維持ばかりではなく、生態的にも社会的にも望ましい状態を目標として設定し、目標に沿って自然環境の適切な維持と管理、さらに積極的な生態系の修復・回復を行うこと。

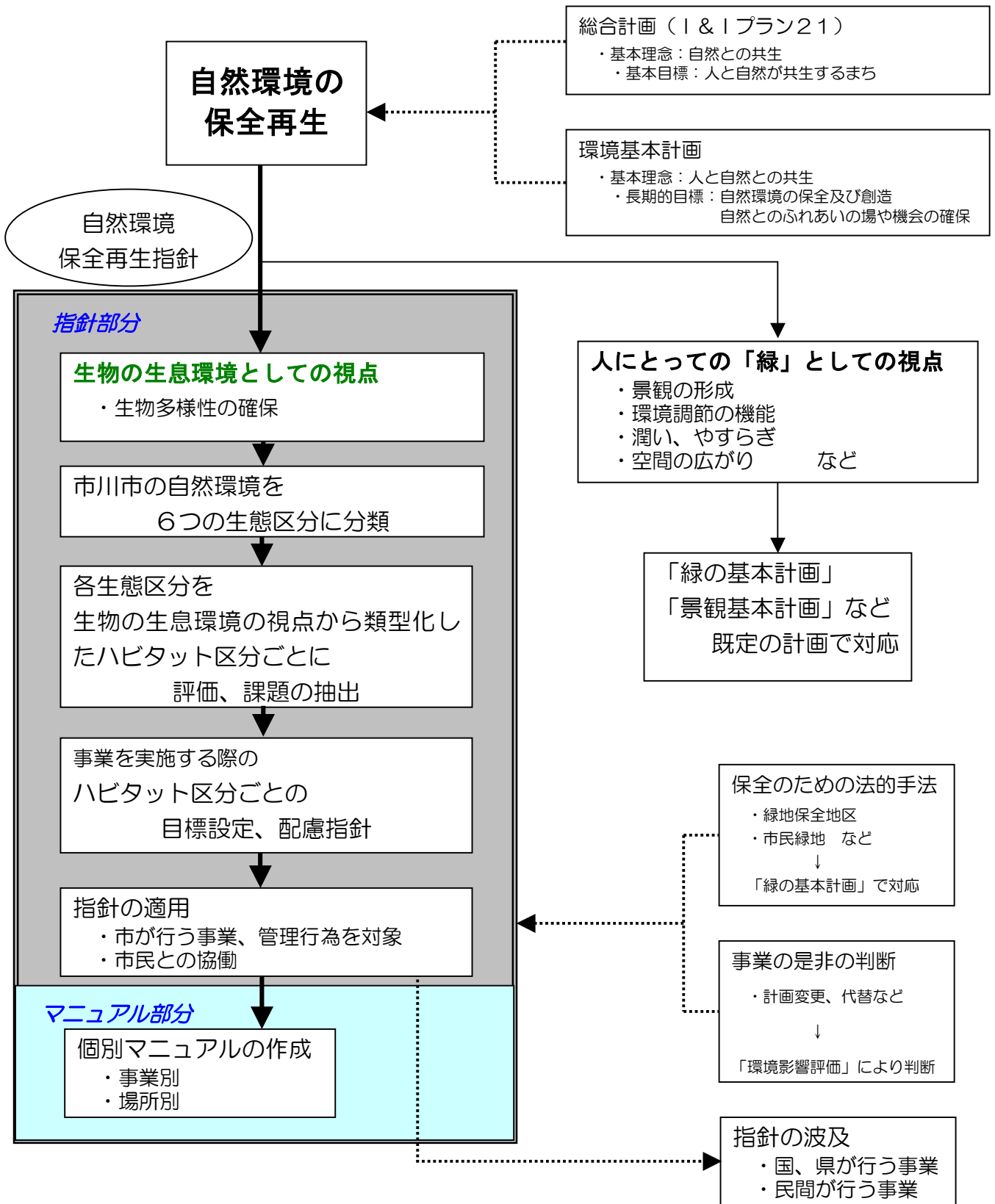
**生物多様性**

単に生物の種類が多いことを指すのではなく、種の多様性、生態系の多様性、生息環境の多様性など、生物に関わる多様性の総称。自然環境の保全再生を行う際には、生物多様性の要素が不可欠である。

それぞれが相互に作用しあって自然環境を形成しており、生物多様性が失われることで、自然環境の維持が困難になる。



# 自然環境保全再生指針のスキーム(枠組み)





## 第1章 自然環境保全再生をめぐる背景・根拠

### 1-1. 世界的な動き

世界的な自然環境保全の動きは、ユネスコなどの呼びかけによる 1948 年の国際自然保護連合 (IUCN) の設立に始まります。その後、大規模な開発や密猟から野生生物を保護する目的で自然保護運動が活発化し、1961 年には世界野生生物保護基金 (WWF：現在の世界自然保護基金) などの世界的な自然保護団体が次々と設立されました。このころの潮流は、野生生物の「種」を対象とし、これを絶滅から守るための「保護」が中心となっていました。そして、主に貴重な種の保護を目的としたワシントン条約※(1973 年)や、ラムサール条約※(1971 年)が制定され、国際的な自然環境保護の取り組みが進められました。

その後、1992 年にブラジルで開かれた地球環境サミット※において、世界の潮流は「生物多様性」の「保全」へと大きく進展します。この会議では、自然環境に関して生物多様性条約※が採択されました。この条約は、地球上の生物の多様性を包括的に保全することを目的としている点でそれまでの条約とは大きく異なります。また、自然環境の *Protection* (守ること) から、*Wise use* (賢明な利用) という考え方を盛り込んだ *Conservation* (保全すること) へと変化しています。

さらに保全の対象は、種の保全から生息環境の保全へと考え方が拡大しました。

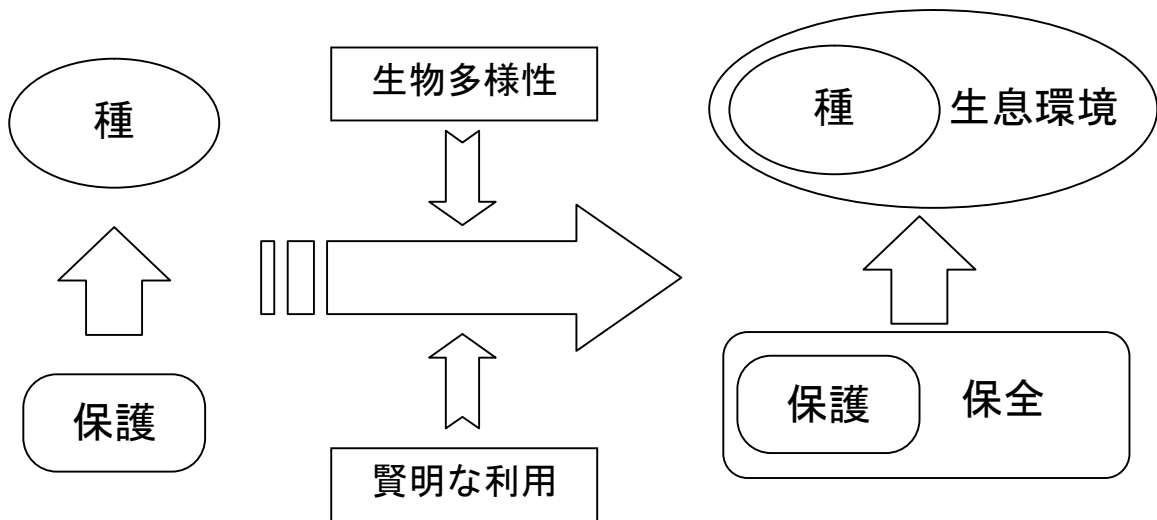


図. 自然環境保全の概念の変化

※ワシントン条約＝絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約  
貴重な野生生物の国際間取引を禁止するための条約。

※ラムサール条約＝特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約  
当初は水鳥などの種を対象とした条約でしたが、のちに湿地環境を包括的に保全するための方向へ  
拡大しています。

※地球環境サミット＝国連環境開発会議

※生物多様性条約＝生物の多様性に関する条約



## 1-2. 国内の動き

日本でも、世界的な潮流を受け、自然環境を保全すべく様々な施策が実施されています。その根本となるのが、新・生物多様性国家戦略(2002年)です。

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約を受け、日本国内の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるべく政府により策定されました。この戦略では、生物多様性の保全を、国が行う日本国内の全ての施策において位置づけるように定めており、定期的実施状況が点検されています。1995年に最初の戦略が策定された後、見直しを経て2002年に新・生物多様性国家戦略が策定されました。

### 生物多様性の3つの危機（新・生物多様性国家戦略より）

#### ●第1の危機

人間の活動や開発が直接的に生物の生息地にダメージを与えることで、種の減少・絶滅、又は生態系の破壊・分断・劣化が生じ、生息・生育域が縮小・消失しています。

#### ●第2の危機

自然に対する人間の働きかけによって維持されてきた里地里山等における二次的な自然環境の質が、生活・生産様式の変化、高齢化など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退することにより変化しています。

#### ●第3の危機

近年問題が顕在化している、移入種等の導入により地域の生態系が攪乱されている問題の他、ダイオキシン類などの化学物質による汚染の影響が懸念されます。

新・生物多様性国家戦略では、里山・干潟等をふくめた国土全体の保全や、自然再生の推進、多様な主体の参加と連携などが盛り込まれ、日本の自然環境の保全再生を進める基礎となっています。

この戦略を受け、具体的に地域から自然環境の保全再生を推進するための自然再生推進法(2002年)が制定されました。この法律では、自然再生事業を総合的に進めるための仕組みが制度化されています。また、都市緑地保全法も都市近郊における里地・里山の保全などを盛り込んだ都市緑地法(2004年)に改正されています。

一方、地域の生物多様性を種や遺伝子のレベルから保全するために、外来生物法<sup>※</sup>(2004年)が制定され、主に海外を原産とする生物が日本に入らないようにし、また、飼育、引き渡し、販売、野に放つことの禁止や、すでに自然分布している種については排除できるよう定められています。

このような流れを受け、各自治体でも様々な取り組みが始まっています。各現場における自然環境保全再生事業のほか、行政の行う事業について自然環境に配慮するための環境配慮指針(滋賀県他)が多く自治体で策定されています。また、最新の事例では、行政の行う事業全てについて自然の保全と再生を義務づけている事例(埼玉県志木市)などもあります。

※外来生物法＝特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

# 1－3. 市川市の取り組み

## (1) 自然環境保全再生指針の位置づけ

自然環境保全再生指針は、市川市総合計画を根幹においた計画体系の中で、環境基本計画の下に位置づけられます。環境基本計画では4つの基本理念を定めていますが、本指針は、その中の「人と自然との共生」を実現するための施策として位置づけられています。

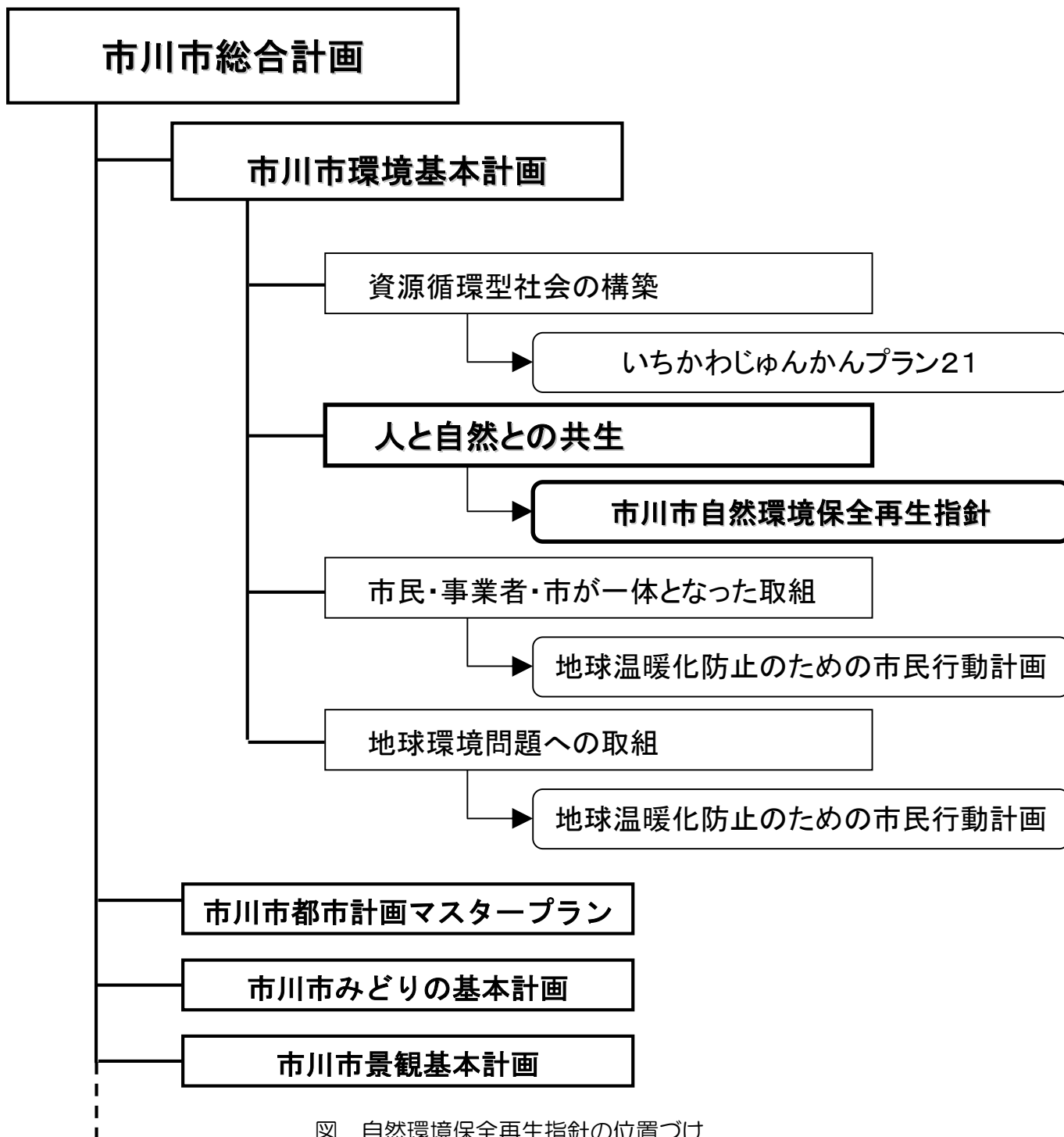


図. 自然環境保全再生指針の位置づけ



## (2) 市川市の諸計画における自然環境の扱い

### 1) 市川市総合計画（I & Iプラン21）

市川市の施策の根幹である市川市総合計画では、基本構想冒頭のまちづくりの基本理念3つのうちの一つとして「自然との共生」を掲げ、「多様な自然やそこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す」としています。そして、将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を定めています。

この基本理念に基づき、5つの基本目標の一つとして「人と自然が共生するまち」を設定しています。この中では、施策の方向として「自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちづくり」を挙げ、貴重な自然環境や多様な生態系を保全するための仕組みづくりとライフスタイルの確立を進めるほか、市内に点在する良好な緑地の保全と創出の推進や、湧水・川・海などの水辺空間の保全と創造、環境保全型の農業や漁業の推進を謳っています。

また、施策の方向を受けた大分類において「(1)人と自然が共生するまちをつくるために」として、自然とのふれあいと学びの場の整備、農業や漁業による環境保全機能の向上、野生動植物の生息生育環境の保全を位置づけています。本指針の策定もこのうちの具体的な施策として挙げられています。

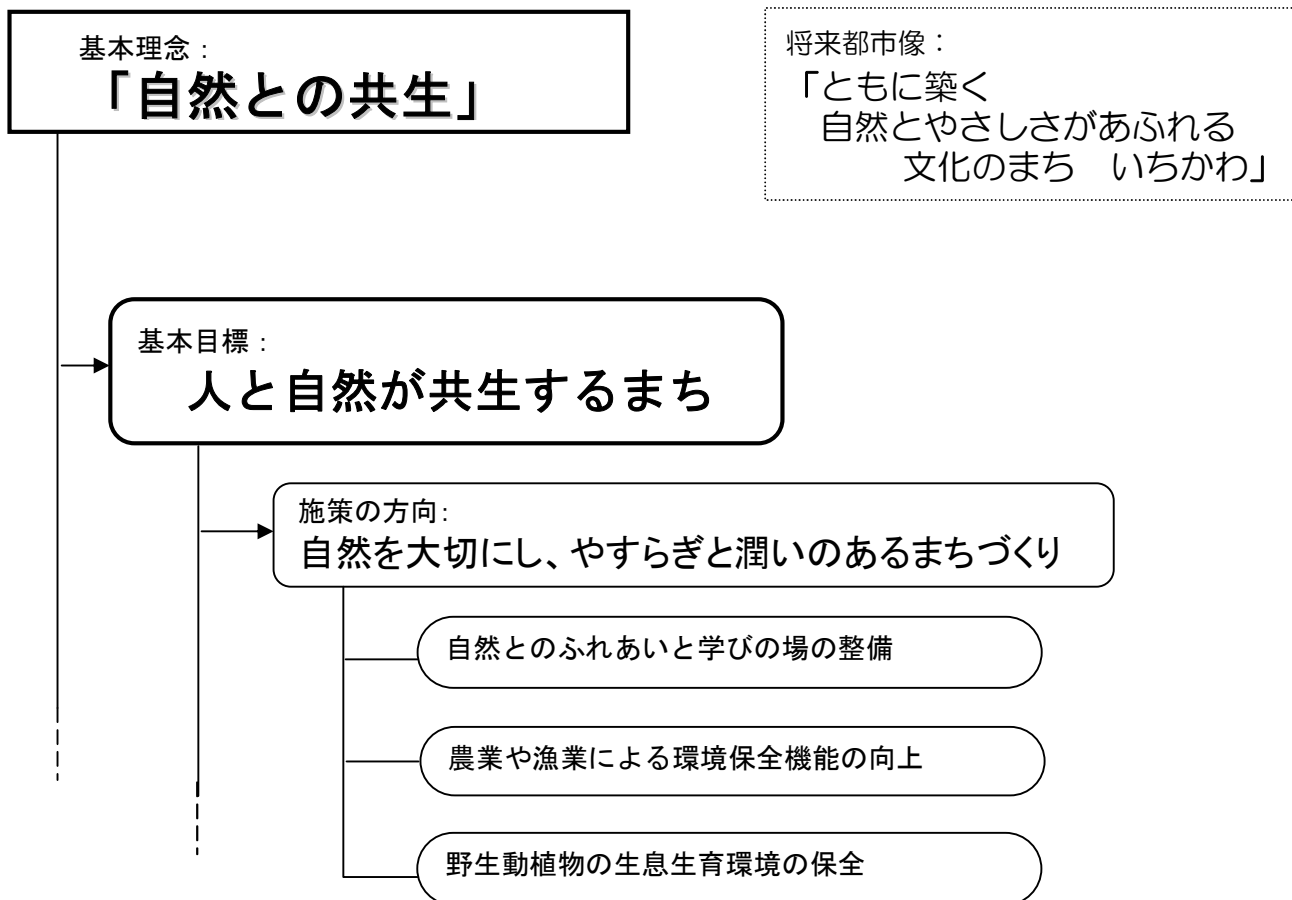


図. 市川市総合計画における自然環境の位置付け

## 2) 市川市環境基本計画

市川市環境基本計画は、市川市環境基本条例に基づき、本市の環境に関する基本的な方針を示した上で、目標の設定と計画・施策の整理・体系化がされています。

自然環境に関しては、4つの基本理念の一つとして「人と自然との共生」を設定しており、「自然環境の保全及び創造」や「自然とのふれあいの場や機会の確保」を長期的目標としています。また、道路整備事業や治水事業などの事業計画に対して環境への配慮事項を長期的目標ごとに示すとともに、その地域における個性ある環境の保全及び創造の方向を明らかにしています。

## 3) 市川市都市計画マスタープラン

市川市都市計画マスタープランは、市川市総合計画に示された将来都市像を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。ここでは、5つの都市づくりの目標の一つとして「歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり」を設定し、都市に残された貴重な「水や緑の自然環境や歴史文化資源」と共生する都市づくりを推進するとしています。この目標に基づき、地域別構想の中で、各地区の現状に合わせて具体的な目標の設定がされています。

## 4) 市川市みどりの基本計画

市川市みどりの基本計画は、まちづくりにおける緑地の保全及び緑化の推進について総合的かつ計画的に取り組むための計画です。この計画では、緑の効果として生態系保全効果、機能として人間を含めた多様な生物が生息する上で必要不可欠な環境の保全機能を挙げています。また、計画の基本方針の一つとして「生態系に配慮して地域の緑を守り活用します」と定め、地域の自然環境の象徴である屋敷林、クロマツ林、社寺林等の樹林地や水辺環境、農地をそれぞれの特性に合わせて守ることで、多様な動植物の生息・生育環境とするとしています。

## 5) 市川市景観基本計画

市川市景観基本計画は、国の景観法の制定に先駆けて平成13年度から検討を始め、平成15年度に策定した計画です。日ごろ目にするまちの風景をまちづくりの中で計画的に良好な状態に整備する事を目的としています。自然景観は景観を構成する重要な要素の一つとして位置づけられており、基本目標では「水と緑を生かした心地よい景観をつくります」として、生きものの生息空間と環境を大切に景観形成を目指しています。



●桜花爛漫の真間川



●大柏川遊水池建設現場から出てきた貝殻

